

実験動物の逸走防止マニュアル

施行 令和 05(2023)年 04. 01

本マニュアルは病態モデル先端医学研究センター（以下、病態モデルセンター）内における実験動物の逸走防止および逸走時について以下のように対応する。また、病態モデルセンター以外の実験動物飼育室および動物実験室については、それぞれ申請した動物実験責任者が責任を持ち同様の対応を行う。

1. 基本原則

- 1) 病態モデルセンター長（以下、センター長）は、実験動物が保管設備等から逸走しないようには必要な措置を講じ、周知する。
- 2) 災害発生時には、センター利用者の人命を最優先とした上で、可能な範囲で実験動物の逸走防止を図る（詳細は、病態モデル先端医学研究センターにおける災害時対応マニュアルを参照）。

2. 病態モデルセンター利用者の対応

- 1) 実験動物の逸走防止
 - (1) 飼育作業、実験時には、ネズミ返しを設置するなどの実験動物の逸走防止を図る。
 - (2) 飼育作業および実験終了時には、動物をケージに戻し、動物が逃亡する隙間がないようにケージのフタを確実に閉める。ケージ交換時には、ケージ本体の捻れ、ひび割れや穴等とフタの網の欠線、捻れやフックの歪み等がないか注意する。
 - (3) ケージ交換時には、交換済みケージに新生仔や幼弱動物等が隠れていないか確認する。同時にケージカードに記載されている動物の数と、新しいケージに移した動物の数が合うことを確認する。
- 2) 実験動物逸走時の対応
 - (1) 作業中に動物がケージ外に逸走した場合は、直ちにケージのフタをとして作業を中断し、速やかに逸走した動物の捕獲に努める。
 - (2) 逸走した動物の捕獲が困難な場合は病態モデルセンター教職員（以下、センター教職員）に連絡し、適切な指示を受ける。
 - (3) 捕獲した動物は、原則安楽死とする。
- 3) 逸走動物発見時の対応
 - (1) 速やかに逸走動物の捕獲に努める。捕獲後、センター教職員に連絡する。
 - (2) 逸走動物の捕獲が困難な場合は、速やかにセンター教職員に連絡する。

3. センター教職員の対応

- 1) 逸走動物発見時の対応
 - (1) 捕獲した動物は、原則安楽死とする。
 - (2) 逸走動物を発見した時、もしくはセンター利用者から逸走動物発見の連絡があった時は、速やかに逸走動物を捕獲する。

- (3) 当該動物の由来（逸走元および遺伝子組換えか否か等）を早急に確認する。
- (4) 当該動物の動物実験責任者に連絡を行い、動物実験責任者から他の実験動物の逸走の有無、指定区域外への逸走の有無等の報告を受ける。
- (5) 当該動物が遺伝子組換え動物の場合は、センター長から学長への報告、所定の手続きを経て、遅滞なく文部科学省へ報告する。

*遺伝子組換え動物か否かを確認する方法

KO survey system

Nakata et al. Exp Anim. 2009 Jul;58(4):437-42.

Simultaneous detection of multiple transgenes for genetically-modified mouse strains.